

(様式1)

大和市教育委員会指令 第85号

令和元年12月18日

文部科学大臣 殿

大和市長

大木 哲 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

大和市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和元年度

(担当)

大和市教育委員会教育総務課

住所：神奈川県大和市下鶴間1-1-1

電話：046-260-5204 (直通)

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

令和元年度は、大野原小学校の老朽化した校舎の大規模改修を実施し、教室整備や各種設備の更新を行うことで、施設の長寿命化を図る。また大規模改修工事に伴い建設された仮設校舎の撤去し、校庭整備を実施する。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

全ての学校施設において、構造体及び非構造部材のうち吊り天井の耐震改修は完了している。今後も、校舎外壁や体育館照明器具の落下防止対策、受水槽の耐震性強化など、防災機能の強化を図っていく。

令和年度は、小学校2校で外壁改修、小学校2校でプール受水槽改修、小学校4校と中学校3校で体育館照明器具の落下防止対策を実施し、今後も計画的に改修していく。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

児童・生徒の学校生活における教育環境の整備を計画的に行う。今後も、学校施設のバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、校庭整備など、教育環境の向上を図っていく。

令和元年度は、平成30年度に引き続き、大野原小学校の学校校舎の大規模改修事業を実施する。大野原小学校では大規模改修工事に伴い既存校舎へエレベーターを設置することで、移動の円滑化により質的な教育環境の向上を図る。これに伴い、校庭整備が必要である。校庭整備では、排水機能の向上や土壌改良等、校庭を質的に向上させることで、屋外教育環境の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		19 校
中学校		9 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	8 箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	22 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無	令和元年度中予定
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>大和市が取り組む行政評価制度(政策・施策、事務事業評価の一元化及び評価を活用した新しい行政運営の構築)に基づき事業を評価する。</p>
